

別表 (第11条関係)

区分	単位	金額	備考
公園施設を設ける場合	1平方メートル 1年につき	円 760	1 使用料の単位が年額の場合、使用期間が1年未満のときは月割とし、1月未満のもの又は1月未満の端数はそれぞれ1月として計算する。 2 使用料の額の基礎となる使用面積が1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数は1平方メートルにそれぞれ計算する。 3 使用料の総額が50円に満たないときは50円とする。 4 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため使用する場合において使用許可を受けた者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合には2倍の額とする。
公園施設を管理する場合	1平方メートル 1年につき	1,100	
行商、募金その他これらに類する行為をする場合	1日1人につき	1,100	
業として写真の撮影を行う場合	1日につき	1,100	
業として映画の撮影を行う場合	1日につき	1,100	
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合	1平方メートル 1日につき	4	
興行を行う場合	1平方メートル 1日につき	10	
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため工作物を設ける場合	1平方メートル 1日につき	10	
以上に定める場合のほか、西尾市道路占用料条例(昭和61年西尾市条例第3号)別表に掲げるものに該当する場合	同条例第2条の規定を準用する。		